

厚生労働省発医薬 1028 第 42 号
令和 6 年 10 月 28 日

薬事審議会会長
奥 田 晴 宏 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿
(公 印 省 略)

諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

「4-[2-(4-*tert*-ブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン(別名フェナザキン)及びこれを含有する製剤」に関する毒物及び劇物取締法に基づく劇物の指定について

厚生労働省発医薬 1028 第 43 号
令和 6 年 10 月 28 日

薬事審議会会長
奥 田 晴 宏 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿
(公 印 省 略)

諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

「塩素酸ナトリウムを含有する製剤」に関する毒物及び劇物取締法に基づく
劇物からの除外について